

保育標準時間 保育料

(平成27年度 2号・3号認定 11時間保育 保育料月額基準額表)

(単位:円)

26年度まで

国の現行					安芸高田市の現行				
国階層	定義	3歳未満	3歳以上		市階層	定義	3歳未満	3歳以上	
第1	生活保護世帯	0	0		1	生活保護世帯	0	0	
第2	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	2	市町村民税非課税世帯	5,000 (2,500)	3,000 (1,500)	
第3		市町村民税課税世帯	19,500	16,500	3-1	均等割のみ課税世帯	10,000 (5,000)	8,000 (4,000)	
					3-2	所得割の課税世帯	17,000 (8,500)	13,000 (6,500)	
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	所得税の額が 40,000円未満	30,000	27,000	4-1	所得税の額が 6,700円未満	19,000 (9,500)	16,000 (8,000)	
					4-2	所得税の額が 6,700円以上 12,800円未満	22,000 (11,000)	19,000 (9,500)	
					4-3	所得税の額が 12,800円以上 25,000円未満	26,000 (13,000)	21,000 (10,500)	
					4-4	所得税の額が 25,000円以上 40,000円未満	30,000 (15,000)	24,000 (12,000)	
第5	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	所得税の額が 40,000円以上 103,000円未満	44,500	41,500	5-1	所得税の額が 40,000円以上 71,500円未満	36,000 (18,000)	26,000 (13,000)	
					5-2	所得税の額が 71,500円以上 103,000円未満	42,000 (21,000)	28,000 (14,000)	
第6	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	所得税の額が 103,000円以上 413,000円未満	61,000	58,000	6-1	所得税の額が 103,000円以上 258,000円未満	49,000 (24,500)	31,000 (15,500)	
					6-2	所得税の額が 258,000円以上 413,000円未満	56,000 (28,000)	34,000 (17,000)	
第7	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が413,000円以上734,000円未満	80,000	77,000	7	所得税の額が 413,000円以上 734,000円未満	64,000 (32,000)	37,000 (18,500)		
第8	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が734,000円以上	104,000	101,000	8	所得税の額が 734,000円以上	82,000 (41,000)	41,000 (20,500)		

- ① 年齢の基準日は、4月1日とする。
- ② ()内の額は、入所している子の2人目の額。3人目以降は無料。
- ③ 平成26年度保育料については、国の通知に基づき、年少扶養控除等廃止前の所得税を再計算し決定しています。このため、基準額表の所得税階層とお手持ちの源泉徴収票又は確定申告書の所得税額とは一致しませんので、ご注意ください。
- ④ 第2・第3階層については、ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯についての減免措置がある。

(単位:円)

新制度(27年度から)

国の新制度					安芸高田市の新制度				
国階層	定義	3歳未満	3歳以上		市階層	定義	3歳未満	3歳以上	
第1	生活保護世帯	0	0		1	生活保護世帯	0	0	
第2	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	2	市町村民税非課税世帯	5,000 (2,500)	3,000 (1,500)	
第3		市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	19,500	16,500	3-1	均等割のみ課税世帯	10,000 (5,000)	8,000 (4,000)	
					3-2	所得割の額が 24,300円未満	14,000 (7,000)	11,000 (5,500)	新規追加階層
					3-3	所得割の額が 24,300円以上 48,600円未満	17,000 (8,500)	13,000 (6,500)	
第4	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	30,000	27,000	4-1	所得割の額が 48,600円以上 60,700円未満	19,000 (9,500)	16,000 (8,000)	
					4-2	所得割の額が 60,700円以上 72,800円未満	22,000 (11,000)	19,000 (9,500)	
					4-3	所得割の額が 72,800円以上 84,900円未満	26,000 (13,000)	21,000 (10,500)	
					4-4	所得割の額が 84,900円以上 97,000円未満	30,000 (15,000)	24,000 (12,000)	
第5	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	44,500	41,500	5-1	所得割の額が 97,000円以上 115,000円未満	33,000 (16,500)	25,000 (12,500)	新規追加階層
					5-2	所得割の額が 115,000円以上 133,000円未満	36,000 (18,000)	26,000 (13,000)	
					5-3	所得割の額が 133,000円以上 151,000円未満	39,000 (19,500)	27,000 (13,500)	新規追加階層
					5-4	所得割の額が 151,000円以上 169,000円未満	42,000 (21,000)	28,000 (14,000)	
第6	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	61,000	58,000	6-1	所得割の額が 169,000円以上 213,000円未満	44,000 (22,000)	30,000 (15,000)	新規追加階層
					6-2	所得割の額が 213,000円以上 257,000円未満	49,000 (24,500)	31,000 (15,500)	
					6-3	所得割の額が 257,000円以上 301,000円未満	56,000 (28,000)	34,000 (17,000)	
第7	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額が301,000円以上397,000円未満	80,000	77,000	7	所得割の額が 301,000円以上 397,000円未満	64,000 (32,000)	37,000 (18,500)		
第8	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額が397,000円以上	104,000	101,000	8	所得割の額が 397,000円以上	82,000 (41,000)	41,000 (20,500)		

- ① 年齢の基準日は、4月1日とする。
- ② ()内の額は、入所している子の2人目の額。3人目以降は無料。
- ③ 平成26年度まで実施した年少扶養控除等廃止前の税額再計算は行わない。
- ④ 第2・第3階層については、ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯についての減免措置がある。
- ⑤ 上記②に関わらず、18歳以下の兄弟姉妹の第3子以降は無料とする。